

特集

文教施策の進展・平成4年度の展望

解説

6●総説

文教施策の総合的推進／文教関係の税制

8●生涯学習の振興

生涯学習の振興のための施策／生涯学習の基盤整備／生涯学習における学校の役割／社会教育の振興

12●初等中等教育

初等中等教育の概況／教育内容・方法の改善／生徒指導の充実／健康教育の充実／国際化・情報化への対応／高等学校教育の改革／幼稚園教育・職業教育・特殊教育の振興／よりよい教科書の提供／教職員定数の充実等教育条件の整備／教員の資質能力の向上／海外子女教育・帰国子女教育の充実／同和教育の振興

24●高等教育

高等教育の現状／高等教育改革の推進／高等教育の計画的整備／社会的要請を踏まえた人材養成／大学院の充実と改革／国立大学の教育研究環境の改善／国立大学の教育研究組織の整備充実等／公立大学等に対する助成／大学入学者選抜の改善／育英奨学事業の充実／就職協定の改善

30●私立学校

私学助成の充実／私学行政の展開

32●学術研究

学術行政の概況／科学研究費補助金の拡充／若手研究者の養成・確保／学術研究体制の整備／重要基礎研究の推進／学術研究の社会的協力・連携の推進

36●国際交流・協力

国際交流・協力の概況／教育・学術・文化・スポーツの国際交流・協力／留学生交流の推進／外国人に対する日本語教育の振興

40●スポーツの振興

スポーツ行政の概況／生涯スポーツの充実／競技スポーツの振興／学校における体育・スポーツの充実

44●文化

文化政策の概況／芸術文化の振興／国語・著作権・宗務／文化財の保存と活用

資料

48

平成4年度予算額

カラー

1 知の宝庫一博物館
いの町紙の博物館(高知県)4 まつり風土記
林家舞楽(山形県)表2 名作シリーズ
群蝶画譜・黄楊羽ほか表3 文化財紹介
大森銀山の町並み54 人・この道
鎌田弥恵55 教育・文化と地域づくり①
大分県玖珠町

58 焦点一文教施策

77 私の本棚から
西澤潤一78 ニューススポーツ・レクリエーション
ソフトバレーボール80 ふるさとのうた
斎太郎節82 科学のひろば
国立遺伝学研究所①

84 海外教育ニュース

86 郷土に生きる教育家群像⑥
北海道

90 ことばの小箱／やさしい教育用語の解説

91 読者からのたより／お知らせ

92 編集後記

イラスト／赤羽根秀一・内部敬生・須田博行

文化

1 文化政策の概況

今日、幅広く国民の間で、心の豊かさを求め、芸術や文化に対する関心がかつてない高まりを見せ、また芸術文化関係者のみならず企業等における文化振興の意欲もこれまでになく盛り上がりつつある。さらに、文化における個性豊かな国家として国際社会に確固たる地位を固めていくことが我が国の発展にとって不可欠な課題となっている。

このような状況に対応するためには、我が国古来の伝統文化を継承しつつ、優れた芸術文化の創造・発展を図り、その成果を積極的に海外に発信しつつ、文化を通して国際貢献を図ることがますます必要となっている。

文化庁としては、こうした基本的立場から「芸術文化の振興」、「文化振興のための人材養成・確保」、「文化財の保存修理事業等の拡充」、「文化財のある豊かな生活の推進」、「文化の国際交流の拡充」等を政策の柱として芸術活動に対する助成を強化し、芸術水準の向上に努めてきた。

特に平成四年度には、民間企業等の協力を得てオペケストラ、オペラ、バレエ等の分野の優れた舞台芸術公演を支援する「芸術活動の特別推進事業」を拡充することし、公演数の増加を予定している。

また、二一世紀に向けて、次代を担う芸術家の養成、確保が重要であることにかんがみ、芸術家の養成、研修に関する施策として、我が国の若手芸術家の国内や海外における研修の機会や、海外の若手芸術家に我が国での研修・交流の機会を提供する「芸術フェローシップ」を実施している。

平成四年度においては、研修員の増員のほか、新たに派遣期間を三年間とする長期の在外研修制度を創設する予定である。

このほか、映画芸術の拠点として、東京国立近代美術館フィルムセンターの機能を充実することし、アジア諸国映画フィルム収集事業、優秀映画鑑賞全国ネットワーク事業、国際映画シンポジウム等の開催及び映画フィルム整備等の諸事業を引き続き推進する。

なお、同フィルムセンターは平成三年秋に新営工事が開始されている。

(2) 地域における文化振興

最近、地域に根ざした伝統文化の継承や地域の特色を生かした新しい文化の創造などを通して地域の活性化を図ろうとする動きが活

術文化振興の諸条件を整えるための施策の推進を図っている。

また、平成元年八月には、文化庁長官の私的諮問機関として芸術家、経済界の代表、学識経験者等からなる文化政策推進会議(会長：坂本朝一・元NHK会長)を設置し、新たな視点の下に文化政策を展開することとしている。現在、文化振興のための総合的な施策の在り方について検討中であるが、当面緊急に対応がなされることが望まれる事柄について昨年七月に「文化の時代に対処する我が国文化振興の当面の重点方策について」と題する提言を行った。今後、本会議における議論なども踏まえつつ、文化振興施策の一層の充実を図る。

さらに、広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していける基盤を整備していくため、平成二年三月末、政府出資金五〇〇億円と一〇〇億円を用途とする民間拠出金をもって創設された芸術文化振興基金は、その運用益により、多彩な芸術文化活動を幅広く助成している。

発になっており、このような動きに対応した地域の文化振興施策の充実が求められている。これにこたえ、ソフト面の施策では、オペケストラ、演劇、オペラ等の文化拠点形成のモデルとして、「新文化拠点推進事業」を新たに実施し、特色あるハイレベルの文化活動の推進、地域の文化団体の育成等を図ると同時に、「地域文化振興特別推進事業」を引き続き実施する。

また、地域において優れた芸術の鑑賞の機会を確保するため、こども芸術劇場等の舞台芸術の巡回公演、美術作品の巡回展を引き続き実施すると同時に、国民一般が行っている文化活動の全国的な発表の場である「国民文化祭」を一月二四日から一月三日まで石川県で、高校生による芸術文化活動の総合的な発表の場である「全国高等学校総合文化祭」を八月三日から七日まで沖縄県でそれぞれ引き続き開催する予定である。

また、国民の多様な文化に対する要望にこたえ、文化財や地域の文化活動に関する情報を国民に提供するシステムの在り方について調査研究を更に推進する予定である。

さらに、芸術文化の向上と国際文化交流の推進を目的として実施している「国民文化国際交流事業」については、我が国の伝統的文化活動の国際化事業を新たに実施するなど拡充して実施し、地域レベルでの文化の国際交流の一層の活性化を推進する。

ハード面の施策では、地域における質の高

以下、平成四年度における施策の具体的な内容について述べる。

2 芸術文化の振興

(1) 芸術創作活動の推進

芸術は文化の精華であり、芸術活動がどのように展開されているかはその国の文化の水準を示すものである。

文化庁においては、芸術創造活動を積極的に進めていくため、従来から芸術家に意欲的な発表の機会を与えるための「芸術祭」を開催し、また、我が国の中核的な芸術関係団体の行う定期公演等基幹的の事業について、「民間芸術等振興費補助金」により助成を行っていき、これに加えて昭和六一年度以降六三年度までの間に、「日米舞台芸術交流事業」、「優秀舞台芸術公演奨励」、「芸術活動特別推進事業」といった多彩な援助事業を次々に開始し、邦人による創作作品の上演等優れた芸術活動の振興に努めている。

これらに加えて、平成四年度においては、芸術家と一体となって芸術創作活動を支えている文化会館のマネージメント担当者の資質の向上を図るため、各地域の公立文化会館において管理運営や事業の企画に携わる職員を対象に、都道府県教育委員会等が実施する養成研修事業に対する援助を行うこととしている。

(3) 第二国立劇場(仮称)の整備促進

オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等我が国現代舞台芸術の創造、振興及び普及を図るため設立される第二国立劇場(仮称)については、設置者である特殊法人日本芸術文化振興会と隣接する地権者が共同して、第二国立劇場(仮称)及びその周辺を第二国立劇場(仮称)の立地にふさわしい文化的な雰囲気のある街区とするため、都市計画法上の特定街区制度を導入して一体的に整備することし、平成四年二月に東京都において特定街区の都市計画決定が行われた。

今後は、所要の手続きを経てこの春にも建設工事に着手する予定であり、工期としては約四年半を要する見込みである。

3

国語・著作権・宗務

(1) 国語施策の推進

国語審議会は、昭和四一年六月の文部大臣諮問を受けて以来、平成三年二月まで、二五年にわたり、戦後国語施策の見直しについて審議し、所要の答申を行ってきたが、これらはいずれも内閣告示・訓令として実施に移された。

平成三年九月に発足した第一九期国語審議会においては、特定のテーマについての諮問は受けず、現代の国語をめぐる諸問題について、その所在を明らかにするとともに、国語施策の上でそれらの問題にどのように対処していけばよいかを総合的に審議している。

また、美しく豊かな言葉を普及するため、冊子とビデオテープを作成・配布し、国語に関する認識を深め、国語を大切にする意識を高めていく。

近年、国際交流の進展に伴い、国内外に日本語学習者が増大し、その学習目的も多様化してきているが、このような状況に対応するため、日本語教育機関の実態調査を行うとともに、日本語教育指導者に対する研究協議会

の研修会等を実施するとともに、新たに宗教法人情報の整備を進めるほか、宗教時報及び宗教年鑑を発刊している。

平成四年度には、宗教法人の認証事務の指導等の充実を図るとともに、宗教法人の事務指導のための事例集を作成し、宗教法人の管理運営の一層の適正化を図る予定である。

4 文化財の保存と活用

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであって、その適切な保存・活用を図ることとは極めて重要なことである。

文化庁では、文化財のうち重要なものを重要文化財、史跡名勝天然記念物、重要無形文化財、重要有形（無形）民俗文化財として指定、重要伝統的建造物群保存地区、選定保存技術として選定するとともに、それらの文化財に関して、有形の文化財の場合はその保存修理、買上げ等に対し、また、無形の文化財の場合はその伝承者の養成、記録の作成等に対し補助等を行い、その保護に必要な措置を講じている。

(1) 文化財保護施策の充実

平成四年度には、国の政策として大規模な開発が計画されている地域についての緊急買

の開催、日本語教育指導方法の改善のための調査研究等を実施する。

また、中国帰国者に対する日本語教育についても、教材の作成・配布、日本語指導者に対する研修会・研究協議会等を実施し、その充実に努める。

(2) 著作権施策の推進

著作権審議会は、近年の録音・録画機器の開発普及に伴う私的録音・録画の増大により、音楽や映画等の著作権者をはじめ、実演家やレコード製作者の経済的利益を保護するために一定の補償措置（いわゆる報酬請求権制度）を講ずる必要がある旨の報告書をまとめ、昨年末公表した。この問題は、昭和五二年以来検討を続けてきたもので、このたび、関係者間の意見がまとまったこと、また、国際的動向の観点からも、なんらかの補償措置を講ずることが先進諸国の大勢でもあり、ベルヌ条約等に照らしても必要な措置であったことから、この制度の創設を提言したものである。

この制度は、直接、権利者がユーザーから個別に補償金を徴収することが困難なため、従来の方法と異なり、録音・録画機器又は機材（生テープ等）の販売に際して、一定の補償分を上乗せして、メーカーを通じて権利者に補償金を支払うものである。補償金の最終

上げや、かつて我が国の政治・経済・社会・文化の中心として機能していた国分寺・国府等の史跡等を地域の中核史跡として整備・活用するため買上げ及び整備を一体的に推進する「地域中核史跡等整備特別事業」の実施を予定している。

また、埋蔵文化財については、発掘調査の充実に加え、発掘調査に伴って検出される出土文化財の管理・保管等を行うための「出土文化財管理センター」建設に対し、新たに補助を行う予定である。

重要文化財建造物については、東京神田ニコライ堂の特殊保存修理事業を、重要文化財美術工芸品については、太宰府天満宮古文書の保存修理事業、伝統的建造物群保存地区のうち延焼の危険性が高い地区に対する防災施設整備事業等を行う予定である。

また、江戸後期から昭和初期にかけての和風建築の基礎資料を収集する「近代和風建築総合調査」や我が国の近代化の軌跡を示す有形・無形の遺産を対象として、文化財として保護すべき範囲を明らかにし、その調査・保存・活用についての基本方針を策定するための「近代化遺産保存対策調査研究」を新たにを行う予定である。

国立博物館においては、平成四年度に「創立百二十年記念名品展」（東京国立博物館、「かなの美」（京都国立博物館、「密教工芸―神秘のかたち」、「正倉院展」（奈良国立博物館）等の特色ある展覧会を開催する。また、

負担者はユーザーである一般国民であり、理解を得るため、今後、著作権思想の一層の普及が重要である。

現在、補償額や徴収方法等の具体的内容について関係者の協議が行われており、これらが確定した後に、著作権法の改正を行う予定である。

他方、近年、著作権問題に係る日米等の二国間交渉、多国間交渉や先進諸国と発展途上国間における著作権問題など国際的なハーモナイゼーションを目指した連絡調整や協調協力が重要になってきている。特に、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおけるレコード・レンタルの権利に関する交渉は記憶に新しいところである。

これらの国際的著作権問題の複雑化に適切に対応していくために、企画調査室を発展的に解消し、国際著作権室を設置した。

このほか、現在、コンピュータ創作物に関する著作権問題や、ニュー・メディアなどの技術革新に伴う新たな著作権問題についても、著作権審議会で種々検討がなされている。

(3) 宗務行政の推進

宗務行政については、宗教法人の規則等の認証、都道府県における認証事務に対する指導、宗教法人の管理運営の適正化を図るため

伝統芸能等の公開の場である国立劇場の施設の老朽化に対処するため、音響装置等の改修を行う予定である。

(2) 国際交流事業の推進

文化財保護に関する国際交流事業としては、従来の文化財の保存修復に関する専門家の派遣・招へい、中国敦煌文化財保存修復への協力事業、アジア太平洋地域文化財建造物に対する保存修復協力事業、アジア諸国博物館・美術館研究協力事業、日本古美術品の保存修復を含む、米国のスミソニアン研究機構との国際研究交流等を実施するほか、和紙を用いた保存修復技術研修事業やロシア連邦のパジリク文化古墳群に関する共同研究を新たにを行う予定である。

また、我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史・文化に対する理解を深めるため、スミソニアン研究機構サックラー美術館において「古代の日本展」を行うなど日本古美術品の海外展を文化庁主催で開催する予定である。

特集

教育メディア の 新たな展開

◆巻頭言
文字の文化・絵の文化
天野郁夫

教育メディアの新たな展開

◆座談会
(出席者)中野照海/畑 恵/柴田恒郎
松田 寛/司金鏡谷眞実

◆論文
コンピュータのディスプレイに
涙したことはあるか
浜野保樹

生涯学習情報提供とメディアの活用
山本恒夫

メディアを利用した新しい教育
嘉治三太郎

◆エッセイ
心を育てる教育をめざして
井深 大

◆事例紹介
北海道情報大学ほか

人への道
辻村 明

教育・文化と地域づくり
佐賀県西有田町

郷土に生きる教育家群像
新潟県

編集後記

▽今月号は、例年年度当初の号で特集している文教施策を総合的に展望する、文教施策の進展―平成四年度の展望―を取り上げました。今年は、我が国の近代教育制度の基礎となった「学制」が明治五年九月五日に発布されてから、ちょうど一二〇年目になります。この間、我が国の教育は、国民の不断の熱意と努力により、著しい普及発展を遂げ、今日の社会、経済、国民生活、文化などの発展向上に大きく寄与してきたところですが、近年、時代は大きく進展するとともに我が国の社会も大きく変化してきております。このような状況に適切に対応するために、昨年度は、中央教育審議会、大学審議会等から重要な答申や報告が相次いで出されました。

▽特集では、これらの答申、報告を踏まえながら、所管の局課が執筆いたしました具体的な諸施策を通じて、文教施策全体の姿をご理解いただきたいと思います。

▽新学年を迎え、入学やクラス替えなどにより、何かとせわしい毎日のことと思いますが、児童生徒が早く学校やクラスの生活に慣れ落ち着いた雰囲気の中で充実した日々が送れるようになることを心から願っています。

(S・K)
お詫びと訂正 二月号の事例紹介「NHKの新人アナウンサー研修」中、以下の誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。
三三頁下段「鑑すれば」→「推敲すれば」
三四頁中段「婉曲化」→「婉曲化」
同号裏説明中「山口」→「山本」
三五頁下段「二七%」→「一〇・七%」

投稿歓迎

- 『読者からのたより』欄への投稿を歓迎します。本誌を読んでの感想、ご意見等をどしとお寄せください。
- 投稿規定
①一件につき四〇〇字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈
※文章を一部手直しさせていただくことがあります。
- 送り先
〒100 東京都千代田区霞が関三二二二
文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

MESC 61 月刊

文部時報 4月号

第1384号

●著作権所有——文部省◎

●発行所——株式会社 きようせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号

(営業所) 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2

電話 03-3268-2141(代表) 振替口座 東京9-161番

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成4年4月10日印刷
平成4年4月10日発行

定価500円(本体485円)(〒61円)
年間購読料6,000円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いいたします。

●本誌の掲載文のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 1992 ISSN 0916-9830